

議案第 17 号

日出町道路占用料徴収条例の一部改正について

日出町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日出町道路占用料徴収条例（昭和 60 年日出町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき	6 2 0
	第 2 種電柱	1 年	9 5 0
	第 3 種電柱		1, 3 0 0
	第 1 種電話柱		5 5 0
	第 2 種電話柱		8 8 0
	第 3 種電話柱		1, 2 0 0
	その他の柱類		5 5

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき １年	6
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	１個につき １年	5 4 0
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき １年	3 3 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき １年	1, 1 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 6 0
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき １年	8 3 0
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき １年	1, 1 0 0
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの	長さ１メートルにつき １年	2 3
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの		3 3
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		5 0
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		6 6

	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの				9 9
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの				1 3 0
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの				2 3 0
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの				3 3 0
	外径が 1 メートル以上のもの				6 6 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3
			その他のもの		1 1
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	8 8 0
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	5 5 0
			地下に設けるもの		3 3 0
		その他のもの			
	法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			420
	地下に設ける通路			250
	その他のもの			1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	83
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	83
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1	830

第 7 条第 1 号に掲 げる物件			年		
	標識		1 本につき 1 年	8 8 0	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1 本につき 1 日	8	
		その他のもの	1 本につき 1 月	8 3	
	幕（令第 7 条 第 4 号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	8	
		その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	8 3	
	アーチ	車道を横断するも の	1 基につき 1 月	8 3 0	
		その他のもの		4 2 0	
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1	1, 1 0 0
	令第 7 条第 3 号に掲げる施設			平方メート ルにつき 1 年	A に 0. 0 3 1 を乗じて 得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条 第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メート	8 3	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条 第 7 号に掲げる施設			ルにつき 1 月	1 1 0	

令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	Aに0.01 4を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.01 7を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.02 5を乗じて 得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.01 9を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.01 4を乗じて 得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.02 2を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.01 4を乗じて 得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの		Aに0.01 9を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02 2を乗じて 得た額

	その他のもの	Aに0.03 1を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.02 5を乗じて 得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.01 9を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02 2を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.03 1を乗じて 得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.03 1を乗じて 得た額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

道路法施行令の改正に伴い道路占用料の額及び占用物件について改正したいので提出する。